<b>或</b> 母\$\pi\$								0					ました。	
受付印				処 理 事 項	発信年月日 確認		理 番	5 4	務所 5	管	理 番	号	申告区	分
	年 月	] [		•	•	法		人	番		号		年月E	
	分市長	殿						<u> </u>			1 1 1	年	月日	⊟
所 在 地 大分市が支 店等の場合 は本店所在	( <del>**</del> =*				事	業種	B		T JIV	, page		=1 -		
世と併記	電話					末現在の資 は 出 資			( **	十億	百万	ī Ŧ	'	Ţ
法人名						、			-			+	<del>                                     </del>	_
(ふりがな)	(ふりカ	(\$\tau_{\text{o}}\)				『備金の』				-1-1		<u> </u>	<u> </u>	_
代表者 氏名	経理責 氏	任者 名				期末現本金	見 在	の 額						
	₮∏月[	_ ⊟ā	までの事		の市民税の	8定申告書					*[			
摘りません。		i (10/0		要					(1)	十億	脱 百万			円
前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額(⑩の金額)										1 1			0 (	1
予定申告税額(①×6÷前事業年度又は前連結事業年度の月数)									2	1 1	1 1		0 (	0
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の法人税									3		1.1		0 (	0
この申告により納付すべき法人税割額 ②一③									4				0.0	0
均 算定期間中において事務所等を有していた月数									⑤				月月	3
割									6	十億	百万	ī Ŧ	0 (	円 O
この申告により納付すべき市民税額 ④+⑥									7				0 (	0
大分市内に所在する事務所、事業所と						<b>- 中水 の</b>					<b>─</b> の	分市分σ. 兑率適用	区分に	$\equiv$
名 称				事務川、	事業所又	よ祭寺のと	<b>が</b> 仕地				用	いる従		纹 人
_				 計									1 1 1	4
				<u> </u>						(	8			
		割額	の明細		この申告	この 期	間			年	月		カら	-
前事業年度又は前連結事業年度 (特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻 税額等)				一 (	<u> </u>	F 度 又	は			年 年	月月月	E	∃まで ∃から	_
(特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻	の法人科			一 (T) (自) (i)		F 度 又 年度の期	は 間間			年年年年年	月月月月月	E E E	∃まで ∃から ∃まで ∃から	_
(特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻 税額等) 課税標準となる法人税額又は個別帰属				一 (T) (自) (i)	<ul><li>前事業 章</li><li>前連結事業</li><li>算親法人の事</li><li>第 15 条</li></ul>	F 度 又 年度の期 第業年度の	間脚間	猶予稅	を額	年年年年	月月月月月月月	E E E	∃まで ∃から ∃まで ∃から ∃まで	
(特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻 税額等) 課税標準となる法人税額又は個別帰属 法人税額	の法人形 ( <sup>++</sup> ( <sup>++</sup>		+	門員	<ul><li>前事業 章</li><li>前連結事業</li><li>算親法人の事</li><li>第 15 条</li></ul>	F 度 又 年度の期 第業年度の	間間期間	税	額	年年年年年年	月月月月月月	E E E	∃まで ∃から ∃から ∃まで □ F	_
(特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額等) 課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額 法人税額	をの法人称 (9) 11 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)			門員通送受	ý 事 業 st ý連結事業 算親法人の <sup>第</sup> 15 条	F 度 又 年度の其 3業年度の の 4 の	間間期間収る	税	額	年年年年年十億	月月月月月月	E E E E	日まで 日から 日から 日まで 日まで 「 類(円)	) O
(特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額等) 課税標準となる法人税額又は個別帰属 法人税額 法人税割額 市町村民税の特定寄附金税額控除額 税額控除超過額相当額の加算額 外国関係会社等に係る外国関係会社等に係る控除対象所得利	を の法人称 () () () () () () () () () () () () () (		+	F	ý 事 業 st ý連結事業 算親法人の <sup>第</sup> 15 条	F 度 又 年度の其 3業年度の の 4 の	間間期間収る	税	額	年年年年年十億	月月月月月月	E E E E	まで	) O
(特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻 税額等) 課税標準となる法人税額又は個別帰属 法人税額 法人税割額 市町村民税の特定寄附金税額控除額 税額控除超過額相当額の加算額	を の法人称 ③  ⑪ ⑪ ⑪		+	門	ý 事 業 st ý連結事業 算親法人の <sup>第</sup> 15 条	F 度 又 年度の其 3業年度の の 4 の	間間期間収る	税	額	年年年年年十億	月月月月月月	E E E E	日まで 日から 日まで 日から 日まで 「 「 「 「 「 「 「 ( ( ( )()()( ) ( )()()()(	) 0
(特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻 税額等) 課税標準となる法人税額又は個別帰属 法人税額 法人税割額 市町村民税の特定寄附金税額控除額 税額控除超過額相当額の加算額 外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額	である。 () () () () () () () () () () () () () (		Ŧ	市     上<	ý 事 業 st ý連結事業 算親法人の <sup>第</sup> 15 条	F 度 又 年度の其 3業年度の の 4 の	間間期間収る	税	額	年年年年年十億	月月月月月月	E E E E	日まで 日から 日まで 日から 日まで 「 「 の(円) 「 の(し) し し の(し)	) 0 0 0
(特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額等) 課税標準となる法人税額又は個別帰属 法人税額 法人税割額 市町村民税の特定寄附金税額控除額 税額控除超過額相当額の加算額 外国関係会社等に係る外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額のは個別控除対象所得税額等相当額の控除額 外国の法人税等の額の控除額	である人材 () () () () () () () () () () () () () (		Ŧ	円     一     上     一     一     上     上     上     上<	ý 事 業 st ý連結事業 算親法人の <sup>第</sup> 15 条	F 度 又 年度の其 3業年度の の 4 の	間間期間収る	税	額	年年年年年十億	月月月月月月	E E E E	日まで 日から 日まで 日まで 日まで 日から 日まで 「 の(円) 〇(0) 日より 〇(1) 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	
(特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額等) 課税標準となる法人税額又は個別帰属 法人税額 法人税割額 市町村民税の特定寄附金税額控除額 税額控除超過額相当額の加算額 外国関係会社等に係る外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額 外国の法人税等の額の控除額 仮装経理に基づく法人税割額の控除額	で ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (		Ŧ	円     日<	ý 事 業 st ý連結事業 算親法人の <sup>第</sup> 15 条	F 度 又 年度の其 3業年度の の 4 の	間間期間収る	税	額	年年年年年十億	月月月月月月	E E E E	日まで 日から 日まで 日から 日まで 「 「 の(円) 「 の(し) し し の(し)	
(特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額等) 課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額 法人税額 法人税割額 市町村民税の特定寄附金税額控除額 税額控除超過額相当額の加算額 外国関係会社等に係る外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得稅額等相当額の控除額 外国の法人税等の額の控除額 仮装経理に基づく法人税割額の控除額 租税条約の実施に係る法人税割額の控除額 納付すべき法人税割額 ⑩—⑪+⑫—⑬—⑭—⑮	で () () () () () () () () () () () () () (	百万	T	円     一     上     上     上     上     上     上     上<	ý 事 業 st ý連結事業 算親法人の <sup>第</sup> 15 条	F 度 又 年度の其 3業年度の の 4 の	間間期間収る	税	額	年年年年年十億	月月月月月月	E E E E	日まで 日から 日まで 日から 日まで 日から 日まで 「 日から 「 「 「 ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( (	
(特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額等) 課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額 法人税割額 市町村民税の特定寄附金税額控除額 税額控除超過額相当額の加算額 外国関係会社等に係る外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得稅額等相当額の控除額 外国の法人税等の額の控除額 仮装経理に基づく法人税割額の控除額 租税条約の実施に係る法人税割額の控除額 納付すべき法人税割額 ⑩一⑪+⑫一⑬一⑮一⑯	である人材 () () () () () () () () () () () () () (	<b>百万</b>		T	ý 事 業 st ý連結事業 算親法人の <sup>第</sup> 15 条	F 度 又 年度の其 3業年度の の 4 の	間間期間収る	税	額	年年年年年十億	月月月月月月	E   E   E   E   E   E   E   E   E   E	日まで 日から 日まで 日から 日まで 日まで 日まで 日まで 日まで 「日本で 「日本で 日本で 日本で 日本で 日本で 日本で 日本で 日本で 日本で 日本で	
(特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額等) 課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額 法人税額 法人税割額 市町村民税の特定寄附金税額控除額 税額控除超過額相当額の加算額 外国関係会社等に係る外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得稅額等相当額の控除額 外国の法人税等の額の控除額 仮装経理に基づく法人税割額の控除額 租税条約の実施に係る法人税割額の控除額 納付すべき法人税割額 ⑩—⑪+⑫—⑬—⑭—⑮	で ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (	百万		T	ý 事 業 st ý連結事業 算親法人の <sup>第</sup> 15 条	F 度 又 年度の其 3業年度の の 4 の	間間期間収る	税	額	年年年年 年 1 数	月月月月月月	E   E   E   E   E   E   E   E   E   E	日まで 日から 日から 日から 日から 日から 日から 日から 「「「「「「「「」」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」	